

令和3年

第37回

伊勢原市農業委員会総会議事録

開催日 令和3年3月26日（金）

伊勢原市農業委員会

## 第 3 7 回伊勢原市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和 3 年 3 月 2 6 日 (金) 午前 時 分～

2 開催場所 伊勢原市役所 2 階 2 C 会議室

3 委員在任定数 1 0 名

1 大木 克美	6 廣木 孝幸
2 越地 進	7 木村 勇
3 杉本 和彦	8 萩原 隆雄
4 横山 正博	9 鈴木 雅之
5 岸田 文雄	1 0 黒田 義夫

4 出席委員数 9 名

5 欠席委員数 1 名 (5 番 岸田 文雄)

6 署名委員 萩原 隆雄  
鈴木 雅之

7 議 長 黒田 義夫

8 事務局等職員出席者  
伊藤 陽一 (事務局長)  
青木 優  
松本 拓也  
岸 好夫

9 傍聴者 0 名

10 審 議 内 容 (開会 午前 1 0 時 5 5 分)

[事務局長] 只今より第 3 7 回伊勢原市農業委員会総会を開催いたします。  
本会議は、「伊勢原市審議会等の公開に関する要綱」の規定で公開することになっておりますが、本日、傍聴を希望されている方はございません。欠席の委員は、5 番・岸田文雄委員 1 名で、定足数に達しておりますので、第 3 7 回伊勢原市農業委員会総会を開催いたします。議長、宜しく申し上げます。

[議 長] それでは、只今から、第 3 7 回伊勢原市農業委員会総会を開催いたします。本日の議事録署名委員は、8 番・萩原 隆雄委員と 9 番・鈴木 雅之委員の両名にお願いをいたします。それでは、議事に入ります。本日の審議事項は、報告 4 件、議案 6 件の計 1 0 件となっております。まず、報告より入ります。

[議 長] 報告第 1 号、農地法第 3 条の 3 の規定による届出についてを議題といたします。事務局、説明をお願いします。

[事 務 局] 農地法で義務づけられている相続等による農地の所有権取得の届出が 1 2 件ありました。この届出は、相続等によって農地の権利を取得したときに届出が必要となります。はじめに、報告第 1 号の 1 です。相続日は、令和 2 年 8 月 2 7 日、市内池端にお住まい

の方が、池端字高根2筆、面積1,364平方メートルを相続により所有権を取得しました。権利を取得した農地の第三者への斡旋の希望はありません。届出日は、令和3年3月2日です。

次に、報告第1号の2です。相続日は、令和2年8月27日、市内池端にお住まいの方が、池端字宮下3筆、同字塚越1筆、同字五反地2筆、同字砂田2筆、下糟屋字宮下10筆、同字塚越5筆、合計23筆、面積8,348平方メートルを相続により所有権を取得しました。権利を取得した農地の第三者への斡旋の希望はありません。届出日は、令和3年3月2日です。

次に、報告第1号の3です。相続日は、令和2年5月14日、市内岡崎にお住まいの方が、岡崎字大割2筆、同字前田3筆、同字野陣6筆、合計11筆、面積3,967平方メートルを相続により所有権を取得しました。権利を取得した農地の第三者への斡旋の希望はありません。届出日は、令和3年3月3日です。

次に、報告第1号の4です。相続日は、令和2年11月24日、市内善波にお住まいの方が、善波字諏訪入3筆、同字舛形2筆、合計5筆、面積5,482平方メートルを相続により所有権を取得しました。権利を取得した農地の第三者への斡旋の希望はありません。届出日は、令和3年3月8日です。

次に報告第1号の5です。相続日は、平成30年12月19日、市内日向にお住まいの方が、日向字南新田の農地3筆、同字渋田の農地1筆、同字西渋田の農地8筆、合計12筆、面積9,763平方メートルを相続により所有権を取得しました。権利を取得した農地の第三者への斡旋の希望はありません。届出日は、令和3年3月8日です。

次に報告第1号の6です。相続日は、平成30年12月19日、市内日向にお住まいの方が、日向字南新田の農地1筆、同字渋田の農地3筆、同字西渋田の農地4筆、合計8筆、面積5,180平方メートルを相続により所有権を取得しました。権利を取得した農地の第三者への斡旋の希望はありません。届出日は、令和3年3月8日です。

次に報告第1号の7です。相続日は、平成31年2月19日、東京都にお住まいの方が、日向字渋田の農地1筆、面積1,398平方メートルを相続により所有権を取得しました。権利を取得した農地の第三者への斡旋の希望はありません。届出日は、令和3年2月26日です。

次に報告第1号の8です。相続日は、令和2年5月4日、厚木市内にお住まいの方が、栗窪字下丑窪の農地3筆、合計面積1,153平方メートルを相続により所有権を取得しました。権利を取得した農地の第三者への斡旋の希望はありません。届出日は、令和3年2月17日です。

次に報告第1号の9です。相続日は、令和元年6月4日、市内上粕屋にお住まいの方が、上粕屋字的場の農地2筆、同字秋山上の農地2筆、合計4筆面積、2,749平方メートルを相続により所有権を取得しました。権利を取得した農地の第三者への斡旋の希望はありません。届出日は、令和3年3月2日です。

次に報告第1号の10です。相続日は、令和元年6月4日、市内上粕屋にお住まいの2名の方が、上粕屋字的場の農地1筆、面積2,816平方メートルを相続により、それぞれ、持分4分の3と4分の1の共有で所有権を取得しました。権利を取得した農地の第三者への斡旋の希望はありません。届出日は、令和3年3月2日です。

次に報告第1号の11です。相続日は、令和元年5月11日、市内上粕屋にお住まいの方が、板戸の農地1筆面積235平方メートルを相続により所有権を取得しました。権利を取得した農地の第三者への斡旋の希望はありません。届出日は、令和3年2月24日です。

次に報告第1号の12です。相続日は、令和2年5月6日、市内東大竹2丁目にお住まいの方が、桜台5丁目の農地2筆、下谷字廣町の農地1筆、上平間字木之下の農地1筆、同字十五町の農地2筆、同字四反田の農地1筆、同字堤の農地2筆、下平間字中の農地1筆、同字丸山の農地1筆、同字谷原の農地1筆、同字東下の農地4筆、同字谷原下の農地3筆、同字久保尻の農地3筆、同字大原の農地1筆、同字長久保の農地1筆、合計24筆、面積12,198.61平方メートルを相続により所有権を取得しました。権利を取得した農地の第三者への斡旋の希望はありません。届出日は、令和3年2月22日です。

[議 長] 事務局の説明が終わりました。相続により、所有権を取得した旨の届出が12件あったということですが、何かご質問がございましたらお願いいたします。

【 質問なし 】

[議 長] 無いようですので、次に移ります。

[議 長] 報告第2号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出についてを議題といたします。事務局、説明をお願いします。

[事務局] 市街化区域内にある農地について、農地以外のものにするときは、農地法第4条第1項第8号の規定に基づく届出を農業委員会に行うこととされています。  
お手元資料にあります成瀬地区内、高森字谷入の2筆、1,565平方メートルについて報告させていただきます。

届出のありました土地は、既にアスファルト敷きの駐車場とされており、届出関係書類によりますと、昭和61年頃に転用したとのことです。当職で国土地理院が保有する情報を参照したところ、昭和58年時点では農地として利用されているものの、昭和63年時点で既に農地以外のものとされているであろうことが伺えます。事実関係に大きな疑いがなく、当該地において駐車場として転用することについては農地法上の支障がないと考えられること、また、市街化すべき土地に位置するものであることから、追認するものとし、届出を受理しました。なお、この届出については、不動産登記法第37条の規定に基づき、地目の変更の登記申請を適切に行うよう、指導・助言しています。

[議 長] 事務局の説明が終わりました。市街化区域内の農地転用の届出が1件あったということですが、何かご質問がございましたらお願いいたします。

【 質問なし 】

[議 長] 無いようですので、次に移ります。

[議 長] 報告第3号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出についてを議題といたします。事務局、説明をお願いします。

[事 務 局] 市街化区域内にある農地について、土地の権利移動を伴って農地以外のものにするときは、農地法第5条第1項第7号の規定に基づく届出を農業委員会に行うこととされています。お手元資料にあります2件、2筆、639平方メートルの届出について、報告させていただきます。まず、報告第3号の1、伊勢原地区内、板戸の1筆、235平方メートルについて、報告させていただきます。

本件届出地は、転用手续なく既に駐車場とされておりますが、譲受人の都合で専用住宅2棟の建築を目的とした届出とされております事情を鑑み、今回については受理することとしましたが、代理人が市内の不動産関係の業者であることから現況での届出とするよう指導しております。また、本件土地は、板戸土地区画整理事業地内にありますが、農地として残された経過は不明です。

次に、成瀬地区内石田字峯の1筆、404平方メートルの届出について、報告させていただきます。本件届出は、専用住宅1棟の建築を目的としたものです。届出内容に不備等は見られないことから、受理としました。なお、不動産登記法第37条の規定に基づき、地目の変更の登記申請を適切に行うよう、指導・助言しています。

[議 長] 事務局の説明が終わりました。市街化区域内で所有権移転を伴う農地転用の届出が2件あったということですが、何かご質問がございましたらお願いいたします。

【 質問なし 】

[議 長] 他にございますか。無いようですので、次に移ります。

[議 長] 報告第4号、引き続き農業経営を行っている旨の証明についてを議題といたします。事務局、説明をお願いします。

[事 務 局] この証明は、相続税納税猶予期間の3年ごとの証明です。高部屋地区で4件、大田地区で1件の申請がありました。

報告第4号の1、申請人は日向にお住まいの方で、被相続人のお子さんです。申請日は、令和3年2月22日、対象農地の明細は、13ページ、14ページです。日向字西新田原に2筆、同字横道に2筆、同字坊中に8筆、同字引地に1筆、合計13筆、面積7,696.87平方メートルです。3月2日に事務局で現地調査を行い、対象農地には、ネギ、ブロッコリーなど露地野菜と水稻の稲刈り跡を確認しています。3月8日付けで専決処分で証明書を発行しました。

次に報告第4号の2、申請人は川崎市にお住まいの方で、被相続人のお子さんです。申請日は、令和3年2月22日、対象農地の明細は、15ページです。日向字原田に1筆、面積は1,054平方メートルです。3月2日に事務局で現地調査を行い、対象農地は露地野菜が栽培されていることを確認しています、3月8日付け専決処分で証明書を発行しました。

次に報告第4号の3、申請人は上粕屋にお住まいの方で、被相続人のお子さんです。申請日は、令和3年3月2日、対象農地の明細は、16ページです。上粕屋字川上下に4筆、同字三本松に1筆、下糟屋字下中澤に5筆、合計10筆、面積は5,289平方メートルです。3月9日に事務局で現地調査を行い、対象農地は露地野菜、水稻の稲刈り跡を確認しています。3月15日付け専決処分で証明書を発行しました。

次に報告第4号の4、申請人は日向にお住まいの方で、被相続人のお子さんです。申請日は、令和3年3月8日、対象農地の明細は、17ページ、18ページです。西富岡字北実蒔原に1筆、同字八幡谷戸に1筆、日向字下堤に1筆、同字上堤に1筆、同字西新田原に2筆、同字北新田に3筆、同字上荒田に1筆、同字下ノ原に1筆、合計11筆、面積は7,957平方メートルです。3月9日に事務局で現地調査を行い、対象農地はブロッコリー、小松菜、苺などが作付けされ、良好に管理されていることを確認し、3月15日付けで専決処分で証明書を発行しました。

次に報告第4号の5、申請人は小稲葉にお住まいの方で、被相続人のお子さんです。申請日は、令和3年3月3日、対象農地の明細は、19ページです。下谷字中才に4筆、同字櫻町に4筆、合計8筆、面積は2,564平方メートルです。3月9日に事務局で現地調査を行い、対象農地は水稻の刈り込み跡を確認し、3月15日付けで専決処分で証明書を発行しました。

[議長] 事務局の説明が終わりました。この件について、何かご質問がございましたらお願いいたします。

[A委員] 報告第4号の2の相続人が川崎市に住む方なのですが、川崎から通って兄弟で農業経営を続けてると理解してよろしいですか。

[事務局] そのとおりです。

[議長] 他にございますか。無いようですので、議案に入ります。議案第1号、相続税の納税猶予に関する適格者証明についてを議題といたします。事務局、説明をお願いします。

[事務局] 相続税の納税猶予とは、農業を営んでいた被相続人が、農業の用に供している農地を、農業を引き継ぐ相続人が相続した場合、相続税の納税が猶予される制度です。猶予された税額は、相続を受けた方が死亡した場合に納税が免除されます。今回、伊勢原地区で1件の申請がありました。

議案第1号の1、申請人は市内池端にお住まいの方で、被相続人のお子さんです。対象農地の明細は、23ページ、24ページです。申請地は、池端字宮下3筆、同字塚越1筆、同字砂田2筆、下糟屋字宮下10筆、合計16筆、面積5,598平方メートルを特例農地として申請しています。3月5日に、地区の農業委員と事務局及び相続人とで現地調査を行い、畑にはブロッコリーなどの野菜が、水田には稲刈り跡が確認できました。

[議長] 事務局の説明が終わりました。議案第1号の1につきまして、地区担当委員から補足説明がございましたら、お願いいたします。

[地区担当委員] 事務局の説明のとおりで、問題はないと思っています。

[議 長] 事務局並びに地区担当委員からの補足説明が終わりましたので、審議に入ります。  
議案第1号の1について、何かご質問・ご意見がございましたら、お願いいたします。

【 質疑なし 】

[議 長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。議案第1号の1について、「原案のとおり認める」ことに、賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議 長] 挙手全員。よって、議案第1号の1については、「原案のとおり認める」といたします。

[議 長] 議案第2号、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認についてを議題といたします。事務局、説明をお願いします。

[事 務 局] この確認は、相続税の納税猶予の20年経過の出口調査で、税務署の依頼により農業委員会が調査し、税務署に提出するものです。今回、大和税務署から大田地区で1件の依頼がありました。

議案第2号の1、整理簿番号H12A027、特例農地明細は、議案書の26ページです。対象者は座間市にお住まいの方で、下谷筒川の農地1筆、面積919平方メートルを特例農地としております。3月9日に事務局と地区農業委員会で現地調査を行い、水稻の刈込み跡があり、適正に管理がされていることを確認しております。

[議 長] 事務局の説明が終わりました。議案第2号の1につきまして、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いいたします。

[地区担当委員] 事務局の説明のとおりで、3月9日に事務局と地区委員、また、3月23日には農業委員2名で現地を確認しましたが、問題はございません。

[議 長] 事務局並びに地区担当委員からの補足説明が終わりましたので、審議に入ります。  
議案第2号の1について、何かご質問・ご意見がございましたら、お願いいたします。

【 質疑なし 】

[議 長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。議案第2号の1について、「原案のとおり認める」ことに、賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議 長] 挙手全員。よって、議案第2号の1については、「原案のとおり認める」といたします。

[議 長] 議案第3号、生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明についてを議題といたします。  
事務局、説明をお願いします。

[事務局] 議案第3号、図面番号は6番です。併せて公図をご覧ください。対象の生産緑地は、田中宇ヒシリ原の2筆、面積は1,555平方メートルです。買取申出者は、市内田中の方で、今年2月26日開催の総会で承認し、「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書」を発行しております。この方から、市に生産緑地の買取りの申出請求があり、生産緑地法第13条により、市長から農林業従事希望者へ土地取得のあっせんの依頼がありました。詳しい売買条件につきましては、担当の都市政策課まで問合せください。各農業委員には、地元の農林業従事者の中で取得希望者がいらっしゃる場合、令和3年4月6日までに、農業委員会事務局へ御連絡をお願いします。なお、連絡がない場合には、土地取得希望者が無いものとして、市長に報告をさせていただきます。

[議長] 事務局の説明が終わりましたので審議に入ります。議案第3号の1について、何かご質問・ご意見がございましたら、お願いいたします。

[A委員] この土地の買い取りについて、農林業従事者にどのように知らしめているのか教えてください。

[事務局] 都市計画法の手続きの中で公告されておりますが、農業委員会には別にあっせんの依頼があったということです。

[議長] 他にございますか。無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。議案第3号の1について、「原案のとおり認める」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議長] 挙手全員。よって、議案第3号の1については、「原案のとおり認める」ことといたします。

[議長] 議案第4号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局、説明をお願いします。

[事務局] 農地の権利設定又は所有権移転をしようとする場合は、農業委員会の許可が必要です。今回の審議案件は、前回継続審議となりました大田地区での1件の申請になります。議案第4号の1、図面番号は7番です。併せて、公図、添付資料をご覧ください。申請地は、沼目7丁目の農地1筆、面積は694平方メートルの田です。譲受人は、池端の方で、譲渡人は市内にお住まいの方です。なお、譲渡人は、被成年後見人になります。前回の審議の質問において、委員から、成年後見人が所有権を移転する場合、裁判所の許可が必要ではないかと許可書の添付を求められましたが、裁判所の許可が確認できず、継続審議となりました。

確認のため2月26日に、横浜家庭裁判所小田原支部に問い合わせたところ、成年後見人監督係の方から、「居住用の不動産は許可が必要だが、田や畑は裁判所の許可は不要」との回答を得ましたので、所有権移転に支障はありません。

[議長] 事務局の説明が終わりましたので審議に入ります。議案第4号の1について、何かご質問ご意見がございましたら、お願いいたします。

【 質疑なし 】

[議長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。議案第4号の1について、「原案のとおり許可とする」ことに、賛成の委員の挙手を求



めます。

【 挙手全員 】

[議 長] 挙手全員。よって、議案第4号の1については、「原案のとおり許可とする」ことといたします。

[議 長] 議案第5号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。事務局、説明をお願いします。

[事 務 局] 農地に権利設定又は移転をして農地以外の物にする場合について、農業委員会の意見を求めます。今回、大山地区で1件の申請がありました。

議案第5号の1、図面番号は8番です。併せて、公図、参考図をご覧ください。申請地は、子易字滝川原の2筆、面積は2, 829平方メートルで、北側はゴルフ場、東西と南側は畑に接し高低差が有る地形となっています。譲受人はゴルフ場を経営する企業グループのひとつで東京都内に本社を置く法人です。譲渡人は市内子易にお住まいの方で、所有権を移転します。申請理由は、隣地は柿畑として長年管理されていましたが、ゴルフ場からボールが飛び込む事例が多発していました。このため、既存の高さ12メートルの防球フェンスの老朽化に伴い検討した結果、近年の異常気象・予想外のボールの弾道・毎日の維持管理等を考えると柿畑を防球林として管理する方が現実的との結論に至りました。また、譲渡人も高齢となり農業経営が困難になってきたことから、3年前から転用の相談がありました。申請地の周囲が国有畦畔で、所有権移転の転用であることから、財務省と境界確定の手続きを行い、このたび確定したことから申請に至りました。譲受人の転用後の土地利用は、柿畑のままの状態維持管理していくので、現況図面が土地利用計画図となります。申請地の立地基準は、宅地や河川により分断され、農地の広がり10ヘクタール未満であることから「その他2種農地」と判断されます。一般基準及び個別基準については、現況のまま維持管理していくため、周辺農地への影響も少なく、資金計画も適切であると判断されます。なお、伊勢原市まちづくり推進条例は、地形に変更を加えないことから該当しません。3月18日に県庁担当者の現地調査を受け、特に指摘事項がなかったため、手続き終了後、県知事に副申します。

[議 長] 事務局の説明が終わりました。議案第5号の1について、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いいたします。

[地区担当委員] 3月24日に地区委員全員で現地を確認してきました。ゴルフ場のボールが隣地に飛び込んでしまうという話は前から出ています。この農地を取得したいという理由は、事務局から説明があったとおりですが、地権者は高齢で後継者もないということで、農地の管理ができないようですので、やむを得ないと判断しました。

[議 長] 事務局並びに地区担当委員の説明が終わりましたので審議に入ります。議案第5号の1について、何かご質問ご意見がございましたら、お願いいたします。

[B 委 員] 状況としては、やむを得ないと思いますが、断面図を見てもゴルフ場との高低差を示す数値が示されていない。取得する農地の高低差は書いてあるが、隣接する北側のゴルフ場の高さが書いていない。心情的には理解できるが、老朽化したネットがあるのであれば、防球ネットを高くするとか、物理的に対応できないという理由があるんですか。

[事務局] 現況平面図を見ていただきますと、高さのポイントが入っており図示がされています。それに伴う断面も、その下に横断図として付けさせていただいています。防球ネットの位置、高さも示されています。防球ネットの位置が2メートルほど下からゴルフ場の用地になっており、12メートル高くしても、この畑からは10メートル位にしかありません。また、突風などの日はネットを下げなくてはならないので、ネットを改修しても解決できないと判断しまして、地権者との話し合いがまとまったことで、今回の申請に至ったということです。

[議長] 他にございますか。無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。  
議案第5号の1について、「原案のとおり許可相当とする」ことに、賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議長] 挙手全員。よって、議案第5号の1については、「原案のとおり許可相当とする」といたします。

[議長] 議案第6号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。事務局、説明をお願いします。

[事務局] 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、同意市町村である伊勢原市が農用地利用集積計画を定める場合、「農業委員会の決定」が必要です。

今回お諮りする案件は、例月のとおり、新たに申出が行われたものと、4月30日に利用権の満期を迎えることから、引き続き利用権を設定するための申出が行われたものなどに分かれますので、これら分別した上で、順に説明申し上げますので、御審議をお願いします。

第1に、新たにありました5件、16筆、5,816平方メートルの利用権の設定に関する意向の申出について、御説明いたします。なお、これらについて決定いただける場合は、4月1日が利用権の始期となるよう、以後の手续を進めて参る予定です。

まず、議案第6号の1、伊勢原地区、池端字下中澤の3筆、1,498平方メートルの申出は、5年と1箇月の使用貸借による権利の設定を希望するもので、受け手は、30アール以上の耕作を行っています。

次に、議案第6号の2、伊勢原地区、池端字宮下の2筆、1,781平方メートルの申出は、5年と1月の使用貸借による権利の設定を希望するもので、受け手は、本市の認定農業者です。

次に、議案第6号の3、伊勢原地区、池端字五反地の1筆、555平方メートルの申出は、5年と1月の使用貸借による権利の設定を希望するもので、受け手は、30アール以上の耕作を行っています。

次に、議案第6号の4、成瀬地区、石田字扇田の2筆、1,982平方メートルの申出は、3年と1月の使用貸借による権利の設定を希望するもので、受け手は、本市の認定農業者です。

次に、議案第6号の5、大田地区、小稲葉字八ツ田外計8筆、2,971平方メートルの申出は、3年と1月の使用貸借による権利の設定を希望するもので、受け手は、本市の認定農業者です。いずれも経営規模の拡大に資するものと考えられ、市が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想にも合致すると考えます。

第2に、4月30日に利用権の満期を迎える、55件、117筆、86,054平方メートルの利用権の設定の継続に関する意向の申出について、御説明いたします。

なお、これらについて決定いただける場合は、5月1日が利用権の始期となるよう、以後の手續を進めて参る予定です。対象は、議案第6号の6から60までです。

この申出の内訳は、伊勢原地区で、5件、6筆、4,622平方メートル、うち賃貸借が、3件、4筆、2,736平方メートル、高部屋地区で、8件、12筆、8,376平方メートル、うち賃貸借が、6件、10筆、5,691平方メートル、比々多地区で、17件、38筆、28,517平方メートル、うち賃貸借が、6件、18筆、12,297平方メートル、成瀬地区で、11件、24筆、14,359平方メートル、うち賃貸借が、4件、10筆、6,249平方メートル、大田地区で、14件、37筆、30,180平方メートル、うち賃貸借が、12件、19筆、17,778平方メートルです。

第3に、4月30日に利用権の満期を迎えるもののうち、いわゆるリース方式で参入する法人等、解除条件を付す、5件、15筆、8,618平方メートルの利用権の設定の継続に関する意向の申出について、御説明いたします。なお、これらについて決定いただける場合は、5月1日が利用権の始期となるよう、以後の手續を進めて参る予定です。対象は、議案第6号の61から65までです。

この申出の内訳は、比々多地区で、3件、5筆、3,853平方メートル、いずれも賃貸借、成瀬地区で、2件、10筆、4,765平方メートル、うち1件、2筆、822平方メートルが賃貸借です。解除条件付きとは、借り受けた農地を適切に利用していないと認められる場合に、利用権を解除する旨の条件を付して利用権設定を行うもので、リース方式での法人参入については、このことが法令で定められています。

第4に、現在貸付を行っている者とは利用権設定の継続を行わず、現在の利用権の満了後に、別の者に利用権の設定を行う4件、13筆、5,048.85平方メートルの意向の申出について、御説明いたします。なお、これらについて決定いただける場合は、5月1日が利用権の始期となるよう、以後の手續を進めて参る予定です。

まず、議案第6号の66、比々多地区、神戸字上満寺の1筆、582平方メートルの申出は、3年の使用貸借による権利の設定を希望するもので、受け手は、30アール以上の耕作を行っています。

次に、議案第6号の67、比々多地区、串橋字石橋の1筆、905平方メートルの申出は、3年の使用貸借による権利の設定を希望するもので、受け手は、30アール以上の耕作を行っています。

次に、議案第6号の68、大田地区、小稲葉字一ツ橋の4筆、693.85平方メートルの申出は、1年の使用貸借による権利の設定を希望するもので、受け手は、本市の認定農業者です。

次に、議案第6号の69、大田地区、小稲葉字廣町外計7筆、2,868平方メートルの申出は、3年の使用貸借による権利の設定を希望するもので、受け手は、30アール以上の耕作を行っています。いずれも経営規模の拡大に資するものと考えられ、市が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想にも合致すると考えます。以上、御審議をお願いします。

[議長] 事務局の説明が終わりました。本議案は、農業委員会等に関する法律第31条に規定する「議事参与の制限」に該当しますので、議事に関係する委員は退室してください。

【 関係委員退室 】

[議 長] それでは、審議に入ります。議案第6号について、何かご質問ご意見がございましたら、お願いいたします。

【 質疑なし 】

[議 長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。  
議案第6号について、「原案のとおり認める」ことに、賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議 長] 挙手全員。よって、議案第6号については、「原案のとおり認める」ことといたします。  
事務局は、退室した委員を入室させてください。

[議 長] 以上を持ちまして、第37回伊勢原市農業委員会総会を閉会といたします。

【 11時50分 終了 】

令和3年3月26日

議 長 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_